

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱

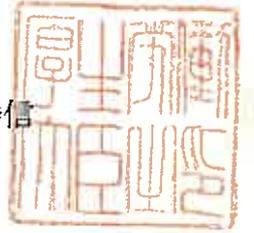
厚生労働省発職 0127 第 9 号

令和 2 年 1 月 2 7 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

安定雇用実現コース助成金の名称を就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金に変更するとともに、求職者に係る要件について年齢要件等を見直し、いわゆる非正規雇用労働者等も対象とするものとする。

二 トライアル雇用助成金制度の改正

一般トライアルコース助成金の安定した職業に就くことが困難な求職者に係る要件のうち、四十五歳未満かつ安定した職業に就いていない者であつて、公共職業安定所又は職業紹介事業者等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けているものであることとする要件について、対象年齢を五十五歳未満に引き上げるものとする。

三 人材開発支援助成金制度の改正

特別育成訓練コース助成金の有期実習型訓練に係る要件について、職業訓練の実施期間の下限を三か

月から二か月に改めるとともに、特別育成訓練コース助成金の一般職業訓練のうち一部について特定一般教育訓練を活用したものを追加するものとする。

四 令和元年台風第十九号に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置

令和元年台風第十九号により被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設費及び設備費について、都道府県に対する補助率を二分の一から三分の二に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国の負担割合の上限を三分の一から二分の一に引き上げるものとする。

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行することとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めることとする。